

入 札 説 明 書

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官

この度、下記により最低価格落札方式による一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度国有林野森林計画図面GISデータ整備業務
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和8年2月13日
- (4) 納 入 場 所 林野庁国有林野部経営企画課経営計画班
(農林水産省北別館8階 ドアNo. 北812)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、競争に参加する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 下記7の提出書類の提出期限の日から、下記8の開札の時までの間において林野庁長官から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 測量士又は森林情報士の資格を有する職員を雇用していること。
- (6) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、代表者は、上記（1）から（4）の要件に適合している必要があり、代表者を除く他の構成員については、上記（1）、（2）及び（4）の要件に適合するとともに、「令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）」の「役務の提供等」を有している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員とな

ること又は単独で参加することはできない。

- ① 共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記 6 に定める提出場所へ提出期限までに提出すること。
- ② 規約書等の作成にあたっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

4 入札方法

(1) 入札方法

入札金額は、上記件名に係る総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 林野庁国有林野部経営企画課経営計画班
(農林水産省北別館 8 階 ドアNo. 北812)

電話番号：03-3502-8347

- (2) 日 時 令和7年6月3日～令和7年6月16日（ただし、行政機関の休日を除く。）

午前10時～午後5時

（入札説明書は、林野庁のウェブサイト、調達ポータル

(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-iz/UAA01/OAA0101>

(<https://www.geps.go.jp>) のほか上記交付場所において無料にて交付する。郵送又はメールによる入札説明書の交付を希望する場合は、5 (1) まで電話で問い合わせること。)

- (3) 入 札 説 明 書 入札説明書には、入札書・委任状、入札心得、契約書（案）を含む。

- (4) 入 札 説 明 会 実施しない。

(5) 入札公告中の貸与物品

契約書（案）の仕様書4のうち(1)から(4)までの貸与物品の抜粋については、5 (2) の日時に限り、5 (1) の場所において貸与を受けることができる。ただし、貸与を希望する場合は、貸与希望日の前日17時までに、5 (1) に連絡すること。貸与希望日の前日が行政機関の休日である場合は、更にその前日17時までとする。貸与を受けた資料・データは厳重な管理を行い、入札公告期間終了後に返却することとし、複製はしないこと。なお、郵送等による貸与を希望する場合は、5 (1) まで電話で問い合わせること。

6 必要書類等

- (1) 2の(3)に規定する資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写し
- (2) 2の(5)を証明する資料
- (3) 共同事業体による入札を実施する場合は、2(6)を証明する書類の写し

7 入札書及び必要書類等の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 (紙入札による場合)

林野庁林政部林政課会計経理第1班支出負担行為第1係

(農林水産省本館7階 ドアNo.本759)

(電子入札による場合) 電子調達システムにより提出する。

- (2) 必要書類等の提出期限 令和7年6月16日(月曜日)午後5時

- (3) 入札書の提出期限 令和7年6月17日(火曜日)午後3時

(ただし、郵送(一般書留又は簡易書留に限る。))による入札書の受領期限については、令和6年6月16日(月曜日)午後5時とする。)

8 開札の場所及び日時

開札は、以下の場所及び日時に実施する。

- (1) 場 所 林野庁入札室(本館7階 ドアNo.766)

- (2) 日 時 令和7年6月17日(火曜日)午後3時

9 再度入札

開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。

10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 入札保証金及び契約保証金 免除する。

12 契約書作成の要否 要

13 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

14 入札における留意点

入札書を提出する際には、２の（３）に規定する資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写しを持参、郵送又は電子調達システムにより林野庁林政課支出負担行為第１係（本館７階 ドアNo. 本759）へ提出し、入札資格の確認を領すること。これを提出しないこと等により資格が確認できない場合は、入札に参加できない場合がある。

15 その他

（１）入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札心得、入札公告、調達における情報セキュリティ基準及びこの入札説明書並びに契約条項及び調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項を了知の上、入札しなければならない。

イ 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf）を御覧ください。
2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和２年７月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

入 札 心 得

（総則）

第1条 林野庁長官の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入れ契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。ただし、電子調達システムによる入札参加者は、入札書提出入力画面上において入札書を作成し、公告又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引換え、変更又は取消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第2号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

7 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状のない代理人のした入札
- (3) 記名のない入札(電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札)
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (7) 入札時刻に遅れてした入札
- (8) 暴力団排除に係る誓約事項(別紙様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第6条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(落札者の決定)

第7条 予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(同価格の入札)

第8条 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第9条 落札者は、契約書を作成するときは、林野庁長官から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から5日以内に林野庁長官に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

- 2 落札者は、入札金額の内訳書を速やかに提出しなければならない。
- 3 林野庁長官は、落札者が第1項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落

札者を契約の相手方としないことがある。

（異議の申立）

第10条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

第11条 この心得に定めるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
(代 理 人 氏 名)
(復 代 理 人 氏 名)

¥

ただし、「令和 7 年度国有林野森林計画図面GISデータ整備業務」の代金額

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

- (注) 1. 提出年月日は必ず記入のこと。
2. 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
3. 金額の訂正はしないこと。
4. 用紙の寸法は、A 4 判とし、縦長に使用すること。
5. 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
6. 括弧内は、(復) 代理人が入札するときに使用すること。
7. 委任状は別葉にすること。

委任状

私は、
を（復）代理人と定め、支出負担行為担当官林野庁長官の発注する「令和7年度国有林野森林計画図面GISデータ整備業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

- ・ 入札及び見積に関する一切の権限
- ・ （復代理人の選定に関する一切の権限）

令和 年 月 日

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
代 理 人 所 属 先 住 所
代 理 人 所 属 先 ・ 役 職
代 理 人 氏 名

支出負担行為担当官
林 野 庁 長 官 殿

- （注） 1． 用紙の寸法は、A4判とし、縦長に使用すること。
2． 復代理人を選定する場合は、適宜括弧内を記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

(別添)

令和7年度国有林野森林計画図面 GIS データ整備業務仕様書

1 目的

現在、林野庁では地理情報システム（以下「GIS」という。）を活用して、国有林野事業において使用する基本図及び国有林野施業実施計画図（以下「施実図」という。）とともに、両図面を一本化したものを「図面」という。）の編集作業に森林管理局職員自ら取り組んでおり、計画樹立時の業務の効率化を目指している。

図面編集に使用する GIS データについて、GIS 上に取り込んだ時点で図面上の地物の大半を表現できるが、さらに必要な情報を表現させるためには、現時点の GIS データには無い情報を追加する必要がある。本事業は、それら GIS データの整備を行うことにより、その後の職員による編集作業を一層加速化させることを目的とする。

2 事業内容

基本図を基に作成した既存の GIS データ（国有林数値基本図データのこと。以下「既存 GIS データ」という。）に表示されている内容を基に、ArcGIS Pro を利用して、図面として表示する必要のある事項を表現できる GIS データ（以下「図面 GIS データ」という。）の整備を行うこと。

なお、整備する図面 GIS データは、ArcGIS Pro のうちライセンスレベルが Basic 以上のものにおいて動作するものとする。

(1) 対象図面

図面 GIS データの整備対象は、令和8年度樹立森林計画区の基本図とする。基本図の目安枚数は下表のとおりである。対象となる森林計画区は、別紙1「令和8年度樹立森林計画区一覧」を参照のこと。

森林管理局名	森林計画区数	基本図枚数
北海道	2	995
東北	3	546
関東	7	556
中部	3	223
近畿中国	7	215
四国	3	182
九州	5	225
合計	30	2,942

※上記基本図枚数はスキャンする前の紙図面の枚数であり、貸与する基本図スキャンデータ（ラスタデータ）（1枚の基本図を複数枚に分割したものを含む。）のファイル数とは一致しない。

※基本図スキャンデータ（ラスタデータ）において境界点情報等の表示が不鮮明で読み取り難い場合には、別途発注者から提供される資料等を基に確認すること。

(2) 使用する GIS データ

基本図を基に作成したシェープファイル形式の既存 GIS データのうち、下表の 24 ファイル

を GIS 上に表示させるデータとして使用すること。

既存 GIS データは、別紙 2「国有林数値基本図データの図形情報及び属性情報の定義」に基づき、森林計画区単位で作成されており、座標系・測地系は世界測地系（日本測地系 2000）・平面直角座標系である。

データファイル名					
基準点	境界点	境界	森林計画区界	林班界	小班界
管轄区界	行政区画界	林道	作業道	歩道	防火線
索道	トンネル出入口	トンネル通路部	橋高架部	等高線	水涯線
送電線	建物外形線	図郭	林班界	小班区画	建物区画

GIS 上への表示に当たっては、発注者が貸与する以下の既存ツール又はファイルを使用すること。

ツール又はファイル名	機能又はデータ内容の説明
森林情報任意抽出ツール	コード化された森林調査簿のデータから森林計画図面の表示に必要な項目のみを抽出しコードから文字列に変換するツール
小班区画属性情報追加システム	森林情報任意抽出ツールで抽出された情報を、小班区画シェープファイルの属性情報に追加させるツール
ラベル条件式ファイル	小班区画シェープファイルのラベル表示において、表示させる項目などの条件式を格納したファイル
図面テンプレート用マップドキュメント (以下「一本化テンプレート」という。)	森林計画図面で表現されている地図記号、注記、整飾等の設定を保存したファイル。
森林図式フォントファイル	文字記号が電子化されたファイル

(3) 崩壊地外形線及び崩壊地のシェープファイルの新規作成

基本図上で表現されている崩壊地について、下表及び別紙 3「新たに整備する GIS データの定義」のとおりシェープファイル形式の図面用の GIS データを新規に作成すること。なお、基本図に表示されている表記が、崩壊地であるか否かの判断ができない場合は、地理院地図等を参考に判断することは差し支えない。ただし、判断基準等について事前に監督職員と協議を行うこと。

作成後はトポロジチェックを実行して崩壊地外形線と崩壊地の間の隙間や、重なり、頂点のずれを修正すること。

ファイル名	図形形状	属性情報
崩壊地外形線	ライン（線） 閉合する崩壊地の外形線を一地物とする。 ラインのシンボルを基本図の地図記号と同じ形に設定して作業すること。基本図に書かれた外	FID・Shape 以外の属性 項目名は ID とし、属性 値は数値型 (Long) の 0 とする。

	形線とラインが同じ形状になるように作成すること。また、外形線が明確に途切れている場合は、ラインもそれに倣うこと。	
崩壊地	ポリゴン（面） 崩壊地の外形線で囲まれた区域を一地物とする。区域が広範囲にわたる場合、他地物や地図記号を避け、外形線に沿うように作成する。 また、崩壊地がリング状になっている場合は、内側の非該当箇所をくり抜くこと。	同上

（参考）令和6年度事業（32計画区、基本図2,140枚）における新規作成フィーチャ数：
約6万8千

（4）境界点の属性情報の追加と図郭の修正

基本図上で表現されている境界点番号及び基本図・施実図の整飾（図郭周辺に表示された図面の題目、縮尺、方位、凡例、その他図面の読解に必要な事項をいう。）を一本化テンプレート上で表示するため、下表のとおり、既存 GIS データを利用して境界点の属性情報を追加するとともに図郭を修正すること。

対象のデータ ファイル名	整備事項
境界点	基本図上では、境界点番号又は名称（以下「境界点番号等」という。）が概ね5点毎に漢数字のほか、アラビア数字やアルファベット、いろは、漢字、カタカナ等で表示されているところ。この境界点番号等を基本図と同じように全ての境界点シェープファイルの属性情報に追加すること。このとき属性情報の属性項目名は境界番号等とすること。属性情報の定義については別紙3参照。 （参考）本事業で対象となる境界点数は総数約76万点の概ね1/5程度（約15.2万点）。
図郭	図郭シェープファイルには、同じ基本図番号を持つ「延伸」部分のフィーチャが存在するため、まず属性情報の基本図番号でディゾルブを行い、ディゾルブされた図郭を四角形になるように修正すること。 次に、これらの処理を行った各図郭（以下「処理後図郭」という。）の範囲と、一本化テンプレートにおいて各図郭の中心に合わせて設定される基本図（縮尺1/5,000）の出力範囲を比較し、各処理後図郭に含まれる必要な情報（林小班や境界）が、当該図郭又は隣接する処理後図郭の出力範囲に収まるか目視により確認すること。収まらない場合は、必要に応じて処理後図郭について微修正（図郭のサイズ変更や位置の移動）、分割又はその両方の追加処理を行うこと。分割した処理後図郭については、属性情報の枝番号に「00」、「01」等と採番すること。

	属性情報には、基本図番号及び枝番号の他、計画区番号、林班番号、GIS基本図、PDF、磁北方位、署名称、向きを追加すること。林班番号は、図郭と小班区画を重ねた際に、重なっている小班区画に含まれる林班番号は全て記載すること。その際、データ量が100バイトを超える場合は林班番号2に記載すること。属性情報の定義については別紙3参照。
--	---

(5) GIS データの分割等

貸与及び整備した図面 GIS データは、森林計画区毎かつ、同一の森林計画区に複数の森林管理署等がある場合は森林管理署等毎に分割し、下表のとおり各フォルダに格納すること。分割に当たって、属性情報に森林管理署が含まれないデータについては、空間検索等により分割すること。なお、位置座標は貸与した既存 GIS データと一致させるとともに、ファイル名については変更しないこと。

フォルダ	フォルダ名		
	“番号” + “森林計画区名” + [(“署名略称”)] 例：14 津軽 (津軽)、14 津軽 (金木支) ※番号・名称は別紙1参照。 ※[]内は同一の森林計画区に複数の森林管理署等がある場合のみ		
シェープファイル	ファイル名	形状	属性情報に森林管理署が含まれる場合「○」
1	基準点	ポイント (点)	
2	境界点	ポイント (点)	○
3	境界	ライン (線)	
4	森林計画区界	ライン (線)	
5	林班界	ライン (線)	
6	小班界	ライン (線)	
7	管轄区界	ライン (線)	
8	行政区画界	ライン (線)	
8	林道	ライン (線)	○
10	作業道	ライン (線)	○
11	歩道	ライン (線)	○
12	防火線	ライン (線)	○
13	索道	ライン (線)	○
14	トンネル出入口	ライン (線)	
15	トンネル通路部	ライン (線)	○
16	橋高架部	ライン (線)	○
17	等高線	ライン (線)	
18	水涯線	ライン (線)	
19	送電線	ライン (線)	
20	建物外形線	ライン (線)	
21	図郭	ポリゴン (面)	
22	林班区画	ポリゴン (面)	○
23	小班区画	ポリゴン (面)	○
24	建物区画	ポリゴン (面)	
25	崩壊地外形線	ライン (線)	
26	崩壊地	ポリゴン (面)	

3 事業計画書の提出及び打合せ

- (1) 請負者は、本事業を行うに当たって、事業概要、事業工程表、事業実行体制図、納品仕様、作業手順等を示した事業計画書を発注者と協議の上、作成するものとする。
- (2) 請負者は、本事業についての打合を、事業着手段階、途中成果の確認段階において、監督職員と行うほか、監督職員から求めがあった場合は、速やかに打合を行い、監督職員の指示に従って事業実施に反映させること。また、途中成果の確認後は、月 1 回程度、事業の進捗状況を監督職員へ報告し確認を得ること。打合の内容、対応方針及び対応状況については、取りまとめの上、監督職員へ提出する。なお、進捗状況の報告の際に、森林計画区かつ森林管理署等の単位で基本図スキャンデータ（ラスタデータ）の総数に対する崩壊地及び境界点の作成等の作業が完了したものの割合を示すこと。

4 貸与物品

本事業の実施に必要な以下の資料・データを、契約後、請負者に貸与するものとする。貸与を受けた資料・データは、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却することとし、資料・データを複製した場合は、契約履行後に全て消去すること。

- (1) 基本図スキャンデータ（ラスタデータ）
- (2) 国有林数値基本図データ（全国域 SHP(世界測地系_平面直角座標系)WDXY)（別紙 1 の森林計画区）
- (3) 森林調査簿データ
- (4) 各種ツール等（森林情報任意抽出ツール、小班区画属性情報追加システム、ラベル条件式ファイル、図面テンプレート用マップドキュメント（一本化テンプレート）、森林図式フォントファイル）
- (5) その他事業の実施に必要な資料

5 初期作業内容の確認

請負者は、契約後 25 日以内（土日祝日を除く。）に任意の森林計画区内の基本図 3 枚分の図面について、上記 2 の作業を行った成果（GIS データ）及び一本化テンプレートにより整飾（図郭周辺に表示された図面の題目、縮尺、方位、凡例、その他図面の解読に必要な事項をいう。）も含め縮尺 1/5,000 で出力した図面ファイル（PDF）を、監督職員に提出し、確実に作業が行われているかどうかの確認を受けるものとする。

仮にその段階で処理が不適切である場合、監督職員の指示に従って適切に修正を行うものとするが、不適切な処理が本仕様に起因する場合については、双方協議の上、適切な処理が行われるよう、必要に応じて仕様を変更するものとする。

6 事前確認

上記 2 により作成したデータについては、発注者への納品前に、4（4）の一本化テンプレートを用いて表示の確認をした後、当該成果品を使用する「令和 7 年度森林計画図面編集作業効率化支援業務」の請負者（以下「効率化支援請負者」という。）の事前確認を受けるものとする。請負者から効率化支援請負者への事前確認のスケジュール等は、発注者、請負者及び効率化支援請負者の協議によるものとする。

上記の効率化支援請負者の事前確認は、2（3）、（4）及び（5）により作成したデータを用いた動作確認について行うものとし、概要は以下のとおりとする。

① ArcGIS Pro（Basic）の機能で表示が可能であることを4（4）の一本化テンプレートを用いて、動作及び表示について、森林計画区（森林管理署等单位）毎に実施する。

② 事前確認に係る費用について、1森林計画区（森林管理署等单位）につき初回確認及び再確認は効率化支援請負者の負担とし、再々確認以降は有償として請負者の負担とする。

なお、請負者と効率化支援請負者が同一法人である場合は、両者の部署を分ける等により独立した検査体制を確立することとし、両者が独立していることを示す書面を3の事業計画書と共に発注者へ提出するものとする。

また、事前確認を了したデータは、発注者において効率化支援請負者による抽出検査がなされていない基本図の確認を行うため、速やかに発注者に提出するものとする。

7 成果品の納入

（1）成果品

請負者は、上記6による確認及び修正等を了した成果品を以下のとおり発注者に納入すること。なお、納入する電子媒体については、ウイルスチェックを行った上で、これに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼付すること。また、電子媒体は、複写して森林管理局、森林管理署等において使用することを想定しているため、複写が可能なものであること。

成果品目	数量
2（3）及び（4）において作成したシェープファイル（形式：shp、shx、dbf、prj等）	・DVD-R等電子媒体 9部 （森林管理局別に管轄する森林計画区分を各々格納したもの7部、全森林計画区分を格納したもの2部とする。）

（ラベル参考）

＜内容物＞令和7年度国有林野森林計画図面 GIS データ整備業務、林野庁国有林野部経営企画課、〇〇森林管理局用、令和8年度樹立計画区用、森林計画図面修正初期整備データ

＜ウイルスチェック＞ソフト名、定義ファイルバージョン、チェック年月日

（2）納入期限

令和8年2月13日（金）

（3）納入場所

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

（農林水産省北別館8階（ドア番号：北812））

林野庁 国有林野部 経営企画課 経営計画班

8 検査

発注者は、7により請負者から成果品の納入を受けたときは、契約書第2条に規定する検査を別紙4「令和7年度国有林野森林計画図面GISデータ整備業務検査方針」に基づき実施するものとする。なお、納品時の検査において請負者が立ち会わない場合は、検査結果に対し、異議を申し立てることはできないものとする。

9 事業期間

契約締結日から令和8年2月13日（金）まで

10 環境負荷低減への取組

請負者は、本事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式（別紙5）を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

11 その他

請負者は、事業実行上、不明な点又は疑義が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を受けるものとする。

令和 7 年度国有林野森林計画図面 GIS データ整備業務検査方針

仕様書 8 の発注者による検査は、以下のとおり実施するものとする。

I 外形的項目

1. 仕様書 7 に沿った内容物であるかの確認

DVD 等の枚数、ラベルを確認する。

2. DVD 等の内容物の確認

DVD 等の内容物について以下の項目を確認する。

(1) 全森林管理局用の媒体

- ①全森林管理局のフォルダが作成されているか。
- ②各森林管理局のフォルダに別紙 1 の森林計画区のフォルダが作成されているか。
- ③ 1 つの森林計画区が複数の森林管理署等の管轄となっている場合、森林管理署等毎のフォルダが作成されているか。
- ④各森林計画区のフォルダ内に、4 (2) で貸与した国有林数値基本図データに、崩壊地外形線及び崩壊地のシェープファイルが追加されているか。
- ⑤各シェープファイルは shp、shx、dbf、prj の 4 種類のファイルが含まれる形で構成されているか。

(2) 各森林管理局用の媒体

- ①DVD 等のラベルと媒体内の森林管理局が一致しているか。
- ②各森林管理局のフォルダに別紙 1 の森林計画区のフォルダが作成されているか。
- ③ 1 つの森林計画区が複数の森林管理署等の管轄となっている場合、森林管理署等毎のフォルダが作成されているか。
- ④各森林計画区のフォルダ内に、4 (2) で貸与した国有林数値基本図データに、崩壊地外形線及び崩壊地のシェープファイルが追加されているか。
- ⑤各シェープファイルは shp、shx、dbf、prj の 4 種類のファイルが含まれる形で構成されているか。

II データ内容に係る項目

1. 確認項目

(1) 崩壊地データの確認

- ①基本図からの転記の確認 (位置・向き・転記漏れ)
- ②トポロジチェックによるライン・ポリゴンデータの確認

(2) 境界点データの確認

境界点番号の属性情報名・転記内容を確認する。

(3) 図郭データの確認

- ①一本化テンプレートにおける基本図の出力範囲に必要な情報が収まるよう図郭が作成

されているかの確認

②属性情報名

③磁北の確認

(4) GIS データの分割

分割データのファイルの有無・属性情報の確認

(5) 一本化テンプレートによる出力

問題なく 5 千分の 1 縮尺の基本図の出力ができるかを確認する。

2. 確認箇所の抽出

(1) 基本図抽出枚数

森林管理局毎に図郭割後の基本図から最低 3 枚を任意に抽出する。

(2) 崩壊地に

(1) において抽出した 3 枚の基本図について少なくとも 1 枚は崩壊地箇所がある場所を抽出する。

(3) 境界点

(1) において抽出した基本図において、縦・横・斜めにラインを引き、当該ラインと境界点が接する箇所（最大 2 箇所）において、前後 5 点（計 10 点）を確認する。

(4) 座標系

既存の GIS データと座標系が一致しているかを確認する。

令和8年度樹立森林計画区一覧

番号	森林計画区名	森林管理局名	都道府県名	森林管理署名	署名略称
8	留萌	北海道	北海道	留萌南部森林管理署	留萌南部
				留萌北部森林管理署	留萌北部
12	釧路根室	北海道	北海道	根釧西部森林管理署	根釧西部
				根釧東部森林管理署	根釧東部
14	津軽	東北	青森県	津軽森林管理署	津軽
				津軽森林管理署金木支署	金木支
19	久慈・閉伊川	東北	岩手県	三陸北部森林管理署	三陸北部
				三陸北部森林管理署久慈支署	久慈支
30	置賜	東北	山形県	置賜森林管理署	置賜
33	会津	関東	福島県	会津森林管理署	会津
				会津森林管理署南会津支署	南会津支
37	霞ヶ浦	関東	茨城県	茨城森林管理署	茨城
40	渡良瀬川	関東	栃木県	日光森林管理署	日光
43	利根下流	関東	群馬県	群馬森林管理署	群馬
49	伊豆諸島	関東	東京都	東京神奈川森林管理署	東京神奈川
				小笠原総合事務所国有林課	小笠原総合事
62	富士川上流	関東	山梨県	山梨森林管理事務所	山梨
76	伊豆	関東	静岡県	伊豆森林管理署	伊豆
55	神通川	中部	富山県	富山森林管理署	富山
68	木曽谷	中部	長野県	木曽森林管理署	木曽
				木曽森林管理署南木曽支署	南木曽支
70	飛騨川	中部	岐阜県	岐阜森林管理署	岐阜
58	加賀	近畿中国	石川県	石川森林管理署	石川
80	伊賀	近畿中国	三重県	三重森林管理署	三重
89	加古川	近畿中国	兵庫県	兵庫森林管理署	兵庫
96	紀北	近畿中国	和歌山県	和歌山森林管理署	和歌山
100	千代川	近畿中国	鳥取県	鳥取森林管理署	鳥取
111	瀬戸内	近畿中国	広島県	広島森林管理署	広島
113	岩徳	近畿中国	山口県	山口森林管理事務所	山口事
116	吉野川	四国	徳島県	徳島森林管理署	徳島
123	南予	四国	愛媛県	愛媛森林管理署	愛媛
125	四万十川	四国	高知県	四万十森林管理署	四万十
128	遠賀川	九州	福岡県	福岡森林管理署	福岡
135	五島壱岐	九州	長崎県	長崎森林管理署	長崎
142	大分中部	九州	大分県	大分森林管理署	大分
147	一ツ瀬川	九州	宮崎県	西都児湯森林管理署	西都児湯
155	奄美大島	九州	鹿児島県	鹿児島森林管理署	鹿児島

国有林数値基本図データの図形情報及び属性情報の定義

1 図形情報の定義

各GISデータの図形情報の定義は、以下のとおりとする。

	ファイル名	形状	適用
1	基準点	ポイント(点)	一基準点を一地物とする。
2	境界点	ポイント(点)	一境界点を一地物とする。
3	境界	ライン(線)	境界点並びに境界、森林計画区界、林班界及び小班界との交点間を一地物とする。
4	森林計画区界	ライン(線)	境界、森林計画区界、林班界及び小班界との交点間を一地物とする。
5	林班界	ライン(線)	境界、森林計画区界、林班界及び小班界との交点間を一地物とする。
6	小班界	ライン(線)	境界、森林計画区界、林班界及び小班界との交点間を一地物とする。
7	管轄区界	ライン(線)	管轄区界との交点間を一地物とする。
8	行政区画界	ライン(線)	行政区画界との交点間を一地物とする。
9	林道	ライン(線)	林道、作業道、歩道、トンネル出入口及びトンネル通路部との交点間を一地物とする。
10	作業道	ライン(線)	林道、作業道、歩道、トンネル出入口及びトンネル通路部との交点間を一地物とする。
11	歩道	ライン(線)	林道、作業道、歩道、トンネル出入口及びトンネル通路部との交点間を一地物とする。
12	防火線	ライン(線)	防火線の中心線を一地物とする。
13	索道	ライン(線)	索道の中心線を一地物とする。
14	トンネル出入口	ライン(線)	トンネル出入口一箇所ごとを一地物とする。
15	トンネル通路部	ライン(線)	トンネル通路部の中心線を一地物とする。
16	橋高架部	ライン(線)	橋及び高架部の外形線を一地物とする。
17	等高線	ライン(線)	連続する同一標高地100点ごとを一地物とする。
18	水涯線	ライン(線)	水涯線との交点間を一地物とする。
19	送電線	ライン(線)	鉄塔間ごとの送電線を一地物とする。
20	建物外形線	ライン(線)	閉合する建物の外形線を一地物とする。
21	図郭	ポリゴン(面)	四辺の図郭線で囲まれた区画を一地物とする。
22	林班区画	ポリゴン(面)	閉合する一林班区画を一地物とする。
23	小班区画	ポリゴン(面)	閉合する一小班区画を一地物とする。
24	建物区画	ポリゴン(面)	建物の外形線で囲まれた区画を一地物とする。

2 属性情報の定義

各GISデータの属性情報の定義は、以下のとおりとする。

	ファイル名	項目順	項目名 (フィールド名)	データ型 (タイプ)	バイト (長さ)	項目内容	参照コード表
1	基準点	1	種別	文字列	1	基準点種コード表の該当コードを記入。	基準点種コード表
		2	標高	文字列	4	該当基準点の標高値。	
		3	名称番号	文字列	8	00000000(0×8桁)を記入。	
2	境界点	1	種別	文字列	2	境界点種コード表の該当コードを記入。	境界点種コード表
		2	森林管理局	文字列	5	当該境界点が所在する森林管理局のコードを記入。	森林管理署コード表
		3	森林管理署	文字列	5	当該境界点が所在する森林管理署のコードを記入。	森林管理署コード表
		4	境界標識番	文字列	17	00000000000000000(0×17桁)を記入。	
		5	局名称	文字列	30	当該境界点が所在する森林管理局の略称を記入。	森林管理署コード表
		6	署名称	文字列	30	当該境界点が所在する森林管理署の略称を記入。	森林管理署コード表
3	境界	(FID・Shape以外の属性項目なし)					
4	森林計画区界	(FID・Shape以外の属性項目なし)					
5	林班界	(FID・Shape以外の属性項目なし)					
6	小班界	(FID・Shape以外の属性項目なし)					
7	管轄区界	1	種別	文字列	1	管轄区界種コード表の該当コードを記入。	管轄区界種コード表
8	行政区画界	1	種別	文字列	1	行政区界種コード表の該当コードを記入。	行政区界種コード表
9	林道	1	林道ID	文字列	13	下記コードを結合したもの。()内は桁数。 森林管理局(5)+森林管理署(5)+路線番号(3) [例]00500 00600 110	森林管理署コード表 路線コード表
		2	森林管理局	文字列	5	当該林道が所在する森林管理局のコードを記入。	森林管理署コード表
		3	森林管理署	文字列	5	当該林道が所在する森林管理署のコードを記入。	森林管理署コード表
		4	路線番号	文字列	3	当該林道の路線名称のコード。コードがない場合は000を記入。	路線コード表
		5	局名称	文字列	30	当該林道が所在する森林管理局の略称を記入。	森林管理署コード表
		6	署名称	文字列	30	当該林道が所在する森林管理署の略称を記入。	森林管理署コード表
		7	路線名称	文字列	30	当該林道の路線の名称を記入。	路線コード表
10	作業道	1	森林管理局	文字列	5	当該作業道が所在する森林管理局のコードを記入。	森林管理署コード表
		2	森林管理署	文字列	5	当該作業道が所在する森林管理署のコードを記入。	森林管理署コード表
		3	作業道番号	文字列	4	0000(0×4桁)を記入	
		4	局名称	文字列	30	当該作業道が所在する森林管理局の略称を記入。	森林管理署コード表
		5	署名称	文字列	30	当該作業道が所在する森林管理署の略称を記入。	森林管理署コード表

	ファイル名	項目順	項目名 (フィールド名)	データ型 (タイプ)	バイト (長さ)	項目内容	参照コード表
11	歩道	1	森林管理局	文字列	5	当該歩道が所在する森林管理局のコードを記入。	森林管理署コード表
		2	森林管理署	文字列	5	当該歩道が所在する森林管理署のコードを記入。	森林管理署コード表
		3	歩道番号	文字列	4	0000(0×4桁)を記入	
		4	局名称	文字列	30	当該歩道が所在する森林管理局の略称を記入。	森林管理署コード表
		5	署名称	文字列	30	当該歩道が所在する森林管理署の略称を記入。	森林管理署コード表
12	防火線	1	森林管理局	文字列	5	当該防火線が所在する森林管理局のコードを記入。	森林管理署コード表
		2	森林管理署	文字列	5	当該防火線が所在する森林管理署のコードを記入。	森林管理署コード表
		3	局名称	文字列	30	当該防火線が所在する森林管理局の略称を記入。	森林管理署コード表
		4	署名称	文字列	30	当該防火線が所在する森林管理署の略称を記入。	森林管理署コード表
13	索道	1	森林管理局	文字列	5	当該索道が所在する森林管理局のコードを記入。	森林管理署コード表
		2	森林管理署	文字列	5	当該索道が所在する森林管理署のコードを記入。	森林管理署コード表
		3	局名称	文字列	30	当該索道が所在する森林管理局の略称を記入。	森林管理署コード表
		4	署名称	文字列	30	当該索道が所在する森林管理署の略称を記入。	森林管理署コード表
14	トンネル出入口	(FID・Shape以外の属性項目なし)					
15	トンネル通路部	1	種別	文字列	1	路線種コード表の該当コードを記入	路線種コード表
		2	森林管理局	文字列	5	当該トンネル通路部が所在する森林管理局のコードを記入。	森林管理署コード表
		3	森林管理署	文字列	5	当該トンネル通路部が所在する森林管理署のコードを記入。	森林管理署コード表
		4	路線番号	文字列	3	林道の場合は当該林道の路線名称のコード。林道以外の場合は000を記入。	路線コード表
		5	局名称	文字列	30	当該トンネル通路部が所在する森林管理局の略称を記入。	森林管理署コード表
		6	署名称	文字列	30	当該トンネル通路部が所在する森林管理署の略称を記入。	森林管理署コード表
16	橋高架部	1	森林管理局	文字列	5	当該橋高架部が所在する森林管理局のコードを記入。	森林管理署コード表
		2	森林管理署	文字列	5	当該橋高架部が所在する森林管理署のコードを記入。	森林管理署コード表
		3	局名称	文字列	30	当該橋高架部が所在する森林管理局の略称を記入。	森林管理署コード表
		4	署名称	文字列	30	当該橋高架部が所在する森林管理署の略称を記入。	森林管理署コード表
17	等高線	1	種別	文字列	1	等高線種コード表の該当コードを記入。	等高線種コード表
		2	標高	文字列	4	10mごとの標高値。	

	ファイル名	項目順	項目名 (フィールド名)	データ型 (タイプ)	バイト (長さ)	項目内容	参照コード表
18	水涯線	1	種別	文字列	1	水涯線種コード表の該当コードを記入	水涯線種コード表
		2	兼境界	文字列	1	当該水涯線が境界を兼ねている場合は1を、それ以外の場合は0を記入。	
19	送電線	(FID・Shape以外の属性項目なし)					
20	建物外形線	(FID・Shape以外の属性項目なし)					
21	図郭	1	計画区番号	文字列	3	当該図郭の森林計画区のGISデータコード。	計画区コード表
		2	基本図番号	文字列	5	当該図郭の基本図番号。	
		3	延伸区分	文字列	1	当該図郭の延伸部のコードを記入。	図郭コード表
		4	カット図番号	文字列	2	1枚の基本図において、当該図郭が本体部分の場合は00を、座標軸の異なる図面(カット図面)の場合はカット図コードを記入。	図郭コード表
22	林班区画	1	林班ID	文字列	19	下記コードを結合したもの。()内は桁数。 森林管理局(5)+森林管理署(5)+官行造林地(4)+林班主番(4)+林班枝番(1) [例]00500 00600 0000 0115 0	森林管理署コード表
		2	森林管理局	文字列	5	当該林班が所在する森林管理局のコードを記入。	森林管理署コード表
		3	森林管理署	文字列	5	当該林班が所在する森林管理署のコードを記入。	森林管理署コード表
		4	官行造林地	文字列	4	0000(0×4桁)を記入	
		5	林班主番	文字列	4	当該林班の番号。	
		6	林班枝番	文字列	1	当該林班の枝番。枝番がない場合は0を記入。	
		7	中抜種別	文字列	1	中抜コード表の該当コードを記入。	中抜コード表
		8	局名称	文字列	30	当該林班が所在する森林管理局の略称を記入。	森林管理署コード表
		9	署名称	文字列	30	当該林班が所在する森林管理署の略称を記入。	森林管理署コード表
23	小班区画	1	小班ID	文字列	23	下記コードを結合したもの。()内は桁数。 森林管理局(5)+森林管理署(5)+官行造林地(4)+林班主番(4)+林班枝番(1)+小班主番(2)+小班枝番(2) [例]00500 00600 0000 0115 0 01 02	森林管理署コード表 小班コード表
		2	森林管理局	文字列	5	当該小班が所在する森林管理局のコードを記入。	森林管理署コード表
		3	森林管理署	文字列	5	当該小班が所在する森林管理署のコードを記入。	森林管理署コード表
		4	官行造林地	文字列	4	0000(0×4桁)を記入。	
		5	林班主番	文字列	4	当該小班が所在する林班の番号。	
		6	林班枝番	文字列	1	当該小班が所在する林班の枝番。枝番がない場合は0を記入。	
		7	小班主番	文字列	2	当該小班的班名称のコードを記入。	小班コード表
		8	小班枝番	文字列	2	当該小班的班枝番。枝番がない場合は00を記入。	
		9	中抜種別	文字列	1	中抜コード表の該当コードを記入。	中抜コード表
		10	局名称	文字列	30	当該小班が所在する森林管理局の略称を記入。	森林管理署コード表

	ファイル名	項目順	項目名 (フィールド名)	データ型 (タイプ)	バイト (長さ)	項目内容	参照コード表
		11	署名称	文字列	30	当該小班が所在する森林管理署の略称を記入。	森林管理署コード表
		12	小班名称	文字列	4	当該小班的名称。 [例]い2小班の場合 い2	
		13	林小班名称	文字列	15	林班主番、林班枝番、小班名称を「林班」及び「_」(半角アンダーライン)により結合したものの。 [例]115林班い2小班の場合 115_林班い2 [例]160ーⅣ林班い小班の場合 160_4林班い	
24	建物区画	1	名称番号	文字列	8	00000000(0×8桁)を記入。	

新たに整備するGISデータの定義

1 新規作成するファイル

図形情報の定義

ファイル名	形状	適用
崩壊地外形線	ライン(線)	併合する崩壊地の外形線を一地物とする。
崩壊地	ポリゴン(面)	崩壊地の外形線で囲まれた区域を一地物とする。

属性情報の定義

ファイル名	項目順	項目名 (フィールド名)	データ型 (タイプ)	バイト (長さ)	項目内容	参照コード表
崩壊地外形線	1	ID	数値	2	0	
崩壊地	1	ID	数値	2	0	

2 属性情報の追加等を行うファイル

ファイル名	項目順	項目名 (フィールド名)	データ型 (タイプ)	バイト (長さ)	項目内容	参照コード表
境界点	1	種別	文字列	2	境界点種コード表の該当コードを記入。	境界点種コード表
	2	森林管理局	文字列	5	当該境界点が所在する森林管理局のコードを記入。	森林管理署コード表
	3	森林管理署	文字列	5	当該境界点が所在する森林管理署のコードを記入。	森林管理署コード表
	4	境界標識番	文字列	17	0000000000000000(0×17桁)を記入。	
	5	局名称	文字列	30	当該境界点が所在する森林管理局の略称を記入。	森林管理署コード表
	6	署名称	文字列	30	当該境界点が所在する森林管理署の略称を記入。	森林管理署コード表
	7	境界番号等	文字列	30	当該境界点の番号。	
図郭	1	計画区番号	文字列	3	当該図郭の森林計画区のGISデータコード。	計画区コード表
	2	基本図番号	文字列	5	当該図郭の基本図番号。	
	3	枝番号	文字列	2	当該図郭の基本図番号の枝番番号。	
	4	林班番号	文字列	100	当該図郭に含まれる林班の番号(※1)。	
	5	GIS基本図	文字列	5	一本化テンプレートを用いて表示させる基本図番号(※2)。0桁揃え不要。	
	6	PDF	文字列	20	PDF出力する際の向きと名称。5桁の0桁揃えを行う。例:00001_横	
	7	磁北方位	数値	5	当該図郭の重心のXY座標から算出された磁北の値。	
	8	署名称	文字列	30	当該図郭が所在する森林管理署の略称を記入。	森林管理署コード表
	9	向き	文字列	2	基本図印刷時における向き。	

※1 データ量が100バイトを超える場合は「林班番号2」という属性情報項目を新規追加すること。

※2 属性情報項目「GIS基本図」(GIS基本図表示用番号)に入力する番号。

森林管理局	「GIS基本図」に入力する番号	補足	備考
北海道	森林管理署の単位で連続する番号を作成。	OBJECTIDと同じ番号を複製。	元データは署別に作成されている。
東北	森林管理署の単位で連続する番号を作成。		
関東	森林計画区単位で連続する番号を作成。		
中部	森林管理署の単位で連続する番号を作成。		
近畿中国	森林管理署の単位で連続する番号を作成。	OBJECTIDと同じ番号を複製。	
四国	森林管理署の単位で連続する番号を作成。	OBJECTIDと同じ番号を複製。	
九州	森林計画区単位で連続する番号を作成。		

(案)

請 負 契 約 書

- 1 件 名 令和7年度国有林野森林計画図面GISデータ整備業務
- 2 仕 様 等 別添仕様書のとおり
- 3 請 負 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円・消費税率10%)
- 4 履 行 期 限 令和8年2月13日(金曜日)
- 5 納 入 場 所 別添仕様書のとおり
- 6 契約保証金 免除

支出負担行為担当官 林野庁長官 青山 豊久(以下「甲」という。)(登録番号T8000012050001)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、令和7年度国有林野森林計画図面GISデータ整備業務について請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 乙は、頭書の仕様等に基づき業務を履行し、頭書の仕様等に定める成果品を甲に納入するものとする。
- 2 仕様等に明示されていない事項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、甲の解釈及び指示に従うものとする。

(検査)

- 第2条 甲が命じた検査のための職員(以下「検査職員」という。)は、乙から前条に規定する成果品の提出を受けた場合は、これを受理した日から10日以内の日(当該期間の末日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。)に検査を行うものとする。

- 2 甲が前項に規定する検査により当該請負業務の内容の全部又は一部が本契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、甲は、日時を定めてその是正又は改善を求めることができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から10日以内に、当該請負業務が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

(請負代金の請求、支払等)

第3条 乙は、第2条第1項に定める検査に合格し、甲への全ての納入及び納入についての甲の確認が完了したときは、所定の手続により請負代金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、請負代金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲が自己の責に帰すべき理由により、前項に規定する支払期限までに契約金額の全額を支払わない場合には、遅延利息として、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の支払を甲に請求することができる。

(請負事業の監督、調査等)

第4条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせるものとする。

- 2 甲は、必要があると認めたときは、業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(仕様書等の変更)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は請負代金を変更しなければならない。

(契約の解除等)

第6条 甲は甲の必要により、この契約の全部又は一部を解除し、又は改定することができる。この場合、請負代金を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

- 2 甲は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 乙が、天災その他乙の責に帰することができない理由により、この契約の解除を申し出た場合。

(2) 乙が、この契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められる場

合、又は正当な理由がなく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められる場合。

(3) 乙が、この契約に関し不正行為を行った場合。

(4) 乙が、破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められる場合。

(5) 乙が、乙の都合により、この契約の解除を申し出た場合。

3 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(契約解除による違約金)

第7条 甲は、前条第2項第1号に定める理由によりこの契約を解除した場合には、乙に対し違約金を請求しないものとする。

2 甲は、前条第2項第2号から第5号までに掲げる理由によりこの契約を解除した場合には、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額の支払を乙に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第8条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第9条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8

条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

（2）前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（3）乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしてい

るとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第11条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託の制限)

第12条 乙は、請負業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（以下「受託者」という。）に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうものとする。

2 乙は、この請負業務達成のため、請負業務の一部を受託者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として委託費の限度額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。

3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該受託者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

ただし、本請負業務の仕様書において上記内容が記載されている場合にあつては、甲の承認を得たものとみなす。

4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

5 乙は、この請負業務達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2

項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。

6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認める時は、乙に対して必要な報告を求めることができる。

8 再委託する業務が請負業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項の規定は、適用しない。

（成果物に係る権利関係）

第13条 本業務における成果品の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利並びに民法（明治29年法律第89号）第206条に定める所有権は、請負者が本業務の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。

また、成果品に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、請負者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の請負者は、当該既存著作物の内容について、事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

なお、請負者は、本業務の成果品を、発注者の了承を得ずに、発注者への納品用途以外に利用してはならない。

また、請負者は農林水産省に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、さらに、第三者をして行使させないものとする。

（秘密の保持）

第14条 甲及び乙は、この契約の履行に当たり知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、秘密保持義務は、本事業の契約期間内であるか、契約期間の満了後であるかを問わず継続する。

（損害賠償）

第15条 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害の賠償を行うものとする。

（協議）

第16条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第17条 この契約について、甲、乙協議を要するものにつき協議が調わないとき又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者の調停により解決するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲、乙平等の負担とする。この契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

(乙の履行遅延)

第18条 乙は、頭書の履行期限までに業務を完了し、成果物を納入できない場合には、あらかじめ甲に対し、遅延の理由及び完了見込み日時を明らかにした書面を提出し、納入期限の延長の承認を受けなければならない。

2 甲は、乙が頭書の履行期限までに業務を完了し、成果物を納入できない場合には、前項に定める承認の有無にかかわらず、遅延利息として頭書の納入期限の翌日から成果物の納入の日までの日数に応じ、契約金額に対して年3パーセントの割合で計算した金額の支払いを乙に請求することができる。

ただし、その遅延が、天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合には、この限りではない。

(契約不適合責任等)

第19条 乙は、成果物の検査を完了した日を起算日として1年間は、成果物の性能、品質等について補償するものとする。

2 前項に定める保証期間内に、成果物に関して契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」）場合には、甲は、乙に対し、相当の日時を定めて当該契約不適合を補修させることができる。

3 甲が、当該契約不適合により不当な損害を被った場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-1
支出負担行為担当官
林野庁長官 青山 豊久

乙